

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 7 月16日
【会社名】	株式会社ラックランド
【英訳名】	LUCKLAND CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 笠原 弘和
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿三丁目18番20号
【電話番号】	03 (3377) 9331 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 兼 コーポレート統括本部長 坂本 寛樹
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿三丁目18番20号
【電話番号】	03 (3377) 9331 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 兼 コーポレート統括本部長 坂本 寛樹
【縦覧に供する場所】	株式会社ラックランド西日本支店 (大阪府大阪市北区豊崎二丁目 7 番15号) 株式会社ラックランド東関東メンテナンスステーション (千葉県千葉市稲毛区弥生町四丁目35番地) 株式会社ラックランド北関東メンテナンスステーション (埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目56番地 1) 株式会社ラックランド横浜メンテナンスステーション (神奈川県川崎市多摩区宿河原六丁目37番18号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注) 上記の東関東メンテナンスステーション、北関東メンテナンスステーション及び横浜メンテナンスステーションは、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

当社は、2026年7月16日付の取締役会において、当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2026年7月16日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社は、現本店が所在する西新宿三丁目地域において計画されている再開発事業（正式事業名称「東京都市計画西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業」。以下、「本再開発」という。）に伴い、2026年12月31日までに開催される取締役会にて本店移転日を決定のうえ、東京都港区への本店移転を既に公表しております。今般、本店移転に伴い、再開発組合から2026年12月期連結会計年度に本社移転に伴う損失補償金を受領し、特別利益及び特別損失を計上する見込みとなりました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

損失補償金の受領

当社は、再開発組合との間で、本社が移転することに伴う損失補償金2,034百万円を受領する旨の損失補償契約を本日付で締結しました。

損失補償金の受領時期については、当該損失補償金2,034百万円のうち、700百万円の仮払金を2026年7月下旬に受領予定であり、残金1,334百万円を受領予定時期については、2027年6月実施予定の権利変換期日まで一括又は分割で受領する予定となります。なお、その詳しい日程等については現時点において未定です。

本社移転に伴う営業外費用又は特別損失の計上

本社移転に伴い、固定資産除却損を含む移転費用が発生し、2027年3月末までの間で、固定資産除却損や二重家賃分を営業外費用又は特別損失として計上する見込みです。移転費用については精査中ではありますが、現時点での概算として、2026年12月期第2四半期会計期間にて64百万円、2026年12月期第3四半期会計期間及び第4四半期会計期間にて合わせて350百万円乃至450百万円程度、2027年12月期第1四半期会計期間に50百万円乃至100百万円程度を営業外費用又は特別損失として計上する見込みです。

営業外収益又は特別利益の計上

損失補償金2,034百万円については、上記「損失補償金の受領」及び「本社移転に伴う営業外費用又は特別損失の計上」に記載のとおりであります。現時点では、営業外収益又は特別利益へ計上することを前提に、その計上時期及び会計処理について、以下の方法を含め検討しております。

- ・権利変換期日（2027年6月を予定）に収益計上
- ・現在の当社所有不動産の賃貸先の退去に起因し、退去者への補償期間にわたって収益計上
- ・本社移転先の家賃等の費用の発生に対応して収益計上
- ・本社移転時の引越し費用や固定資産除却損の費用発生に対応して収益計上

なお、本社移転に伴う損失補償金については、その計上時期及び会計処理を現在検討しており、現時点では各四半期への計上額は未確定であります。

以 上